

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 中島 順子 様 あて名 〒250-0111 日本国神奈川県南足柄市竹松1250番地 FFT P M0棟6F		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 27.11.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 17F03177W1		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/031266	国際出願日 (日.月.年) 24.08.2018	優先日 (日.月.年) 28.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. C08L101/00(2006.01)i, C08F2/44(2006.01)i, C08K5/3415(2006.01)i, C08K5/5415(2006.01)i, G02B5/22(2006.01)i, G02F1/1335(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 富士フイルム株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 16.11.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 長岡 真 電話番号 03-3581-1101 内線 3457	
		4J	5277

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-20	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	1-20	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-20	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献 1 :

JP 2009-227851 A (大日本印刷株式会社) 2009.10.08,
全文、特に、請求項 1、[0048]、[0064]、[0072]、実施例 1

文献 2 :

JP 2016-153474 A (住友化学株式会社) 2016.08.25,
[0075]、[0106]
& KR 10-2016-0100832 A & CN 105885705 A

文献 3 :

JP 2010-209205 A (株式会社カネカ) 2010.09.24,
[0135]、[0193]

文献 4 :

JP 2016-204593 A (東洋インキSCホールディングス株式会社) 2016.12.08,
[0028]、[0057]、[0067]

文献 5 :

WO 2016/052091 A1 (富士フイルム株式会社) 2016.04.07,
請求項 1, 17
& US 2017/0190923 A1 Claims1,17
& EP 3202855 A1 & CN 107075264 A & KR 10-2017-0048504 A

文献 6 :

JP 2009-139892 A (大日本印刷株式会社) 2009.06.25,
全文、特に、請求項 1、[0017]、[0019]、[0038]、[0048]、[0072]

(補充欄に続く。)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

(i) 本願の請求項 1-7, 11, 14-19に係る発明は、文献 1 により進歩性を有しない。

文献 1 には、可視光線領域から近赤外線領域の光吸収を有する光吸収剤と、ヒンダードアミン系光安定剤と、アクリル系共重合体を含む光学フィルタ用粘着剤組成物が記載されている（請求項 1）。また、具体的に、フタロシアニン系の近赤外線吸収剤としてエクスカラー IR-14 を 0.2 部、エクスカラー IR17 を 0.02 質量部、エクスカラー IR910 を 0.08 質量部、ヒンダードアミン系光安定剤として TINUVIN144 を、さらにアクリル系共重合体を 100 質量部加えた光学フィルタ用粘着剤組成物が記載されている（実施例 1）。ここで、文献 1 において、TINUVIN144 は光安定剤として添加されているが、本願の請求項 2 や 7 に記載されたヒンダードアミン化合物と物として異なるものではない。

これを踏まえて本願の請求項 1 に係る発明と文献 1 に記載された発明を対比すると、近赤外線吸収色素の含有量が、前者は樹脂組成物の全固形分に対して 5 質量%以上であるのに対し、後者はより低濃度で含まれる点で両者は相違する。

しかしながら、文献 1 には近赤外線吸収剤の添加量は、粘着剤層中に 0.001 ~ 1.5 質量%の範囲で選択できることも記載されている（[0064]）。

してみると、文献 1 の記載に従い、近赤外線吸収剤の含有量を増やすことは、当業者であれば容易になしえたことである。

また、文献 1 には、近赤外線吸収剤としてシアニン系化合物やジイモニウム系化合物が挙げられ、シランカップリング剤をさらに添加できることも記載されている（[0048]、[0072]）。

続いて本願発明の効果を検討する。実施例において保存安定性、熱信頼性、分光性能が確認されているのは、樹脂として特定の（メタ）アクリル系共重合体を、酸化防止剤として請求項 7 記載の特定のヒンダードアミン化合物を、近赤外線吸収剤として、シアニン化合物、スクアリニウム化合物、ピロロピロール化合物を配合した場合のみにとどまる。そして、例えば、樹脂として D4 や D5 のような（メタ）アクリル系樹脂を含む実施例 69, 70 は、保存安定性又は熱信頼性が他の実施例や比較例に比べて悪いことから明らかなように、一般的に、組成物の物性は配合成分の物性に依存するものである。してみると、本願発明の効果が、請求項 1-7, 11, 14-19 に係る発明の全範囲にわたって奏されるとは認められない。

（続葉あり。）

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

(ii) 本願の請求項 8 に係る発明は、文献 1 - 3 により進歩性を有しない。

文献 1 には、さらに酸化防止剤を配合できることも記載されている ([0072])。そして、ヒンダードフェノールのような炭素数 1 以上の炭化水素基を有するフェノール構造を含む化合物は酸化防止剤として汎用のものであるから (文献 2 : [0075]、文献 3 : [0193])、これをさらに配合することは当業者が容易に想到し得たことである。

(iii) 本願の請求項 9, 12, 13 に係る発明は、文献 1 - 4 により進歩性を有しない。

文献 1 には、記載された発明の効果が損なわれない限り、その他の成分を配合可能なものである ([0072])。そして、粘着剤組成物に界面活性剤を配合することや、さらに硬化性化合物を配合することもしばしば行われていることである (文献 2 : [0075]、[0106]、文献 3 : [0135]、文献 4 : [0028]、[0057]、[0067])。

してみると、文献 1 に記載された粘着剤組成物にこれらの成分をさらに配合することに格別の創意を要したものともいえない。

(iv) 本願の請求項 20 に係る発明は、文献 1, 5 により進歩性を有しない。

請求項 20 に係る発明は、赤外線センサである点において文献 1 に記載された発明と相違する。

一方、文献 5 には、近赤外線吸収色素を含む樹脂組成物を赤外線センサに用いることが記載されている (請求項 1, 17)。

してみると、文献 1 に記載された組成物を、赤外線センサの製造に用いることは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

(続葉あり。)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

(v) 本願の請求項 1-7, 10-11, 14-19に係る発明は、文献6により進歩性を有しない。

文献6には、プラズマディスプレイ用コントラスト向上シート中に存在する近赤外線・N e 光遮断粘着層が、粘着剤に近赤外線吸収用色素、ラジカル捕捉剤を含有したものであることが記載されている（請求項1）。また、具体的に、アクリル樹脂を120重量部、NIR吸収色素としてIRG068を1.0重量部、ラジカル捕捉剤としてTINUVIN744を含む粘着層用組成物が記載されている（[0038]）。ここで、TINUVIN744はヒンダードアミン系化合物であって（[0019]）、ラジカル捕捉剤として添加されているものの、本願請求項7に記載されたヒンダードアミン化合物と物として異なるものとはいえない。

これを踏まえて本願の請求項1に係る発明と文献6に記載された発明を対比すると、近赤外線吸収色素の含有量が、前者は樹脂組成物の全固形分に対して5質量%以上であるのに対し、後者はより低濃度で含まれる点で両者は相違する。

しかしながら、文献6には近赤外線吸収剤の添加量は、粘着層中に1～20質量%の範囲で適宜設定できることも記載されている（[0017]）。

してみると、文献6の記載に従い、近赤外線吸収剤の含有量を増やすことは、当業者であれば容易になしえたことである。

また、文献6には、近赤外線吸収剤としてシアニン系化合物やジイモニウム系化合物が挙げられ、シランカップリング剤をさらに添加できることも記載されている（[0048]、[0072]）。さらに、文献6には、粘着層に含まれる樹脂の分子量について特定がないから、これを適宜最適化することに格別の創意を要したものともいえない。

そして、本願発明の効果は、(i)で検討のとおり、請求項1-7, 10-11, 14-19に係る発明の全範囲にわたって奏されるものとは認められない。